

長期収載品の選定療養費について

診療報酬の改定により、令和6年10月1日から後発医薬品（ジェリック医薬品）があるお薬で、先発医薬品の処方を希望された場合、選定療養費をご負担いただきます。

【対象】

いわゆる長期収載品と呼ばれる、同じ成分の後発医薬品がある先発医薬品が対象となります。

【自己負担額】

長期収載品(先発医薬品)と後発医薬品内での最高価格との価格差の1/4相当
選定療養費には、消費税(10%)もかかります。

【対象とならない場合】

- ・医師が後発医薬品への変更ができないと判断した場合
- ・後発医薬品が提供困難な場合
- ・入院中の処方(退院時処方を含む)

詳しくは、厚生労働省HPをご確認ください。

後発医薬品のある先発医薬品(長期収載品)の選定療養について
(厚生労働省HP)



地方独立行政法人神奈川県立病院機構

神奈川県立足柄上病院